

成績評価における客観的な指標の算出方法

学校法人 福岡建設専門学校

・修学規則（抜粋）

第8条 本校を卒業するには各学科毎に定められた授業科目表に従って授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

所定の修得単位数は各学科につきそれぞれ以下のとおりとする。

土木科昼間	146単位以上
建築科昼間	150単位以上
建設専攻科	54単位以上
土木科夜間	102単位以上
建築科夜間	110単位以上

（試験）

第9条 科目試験は、当該授業科目の授業終了後の学期末に行う。ただし、科目によっては随時試験を行うことがある。

第10条 当該授業科目の欠席回数が授業回数 $\frac{3}{10}$ を超える者はその科目を受験することができない。ただし、担当教員の許可があればこの限りではない。なお、以下の理由で欠席し、欠席届を提出し許可されたものについては出席したものとする。

忌 引 1 親等7日 2 親等3日 3 親等1日

その他本校の代表として競技会に出席する場合、就職試験など担当教員がやむを得ないと認めた場合。

第11条 実験、実習、演習、製図等の科目は、平常成績をもって試験の成績に代えることがある。

第12条 受験に際しては学生証を携帯すること。又受験時間に遅れないよう留意すること。又受験において不正行為を行った場合はその科目の成績を0点とし、学則第27条により懲戒される。

第13条 やむを得ない理由により受験できなかった学生に対しては追試験を、試験の結果が不合格となった学生に対しては再試験を行なう。これらの試験は別に期日を定めて行なうものとする。追試験、再試験はあらかじめ1科目1,000円の手数料を事務室に納入し、追・再試験受検シールを解答用紙に添付しなければならない。

2 出席すべき日数が不足した学生に対して補習を行うことがある。補習は別に期日を定めて行なうものとし、補習を受講する場合には、あらかじめ1時限につき1,000円の手数料を事務室に納入し、補習シールを所定のシートに添付し、担当教員に渡さなければならない。

（成績評価）

第14条 各科目の成績の評価は、その科目の担当教員が行う。評価は次のとおりとし、不可を不合格とする。

優	は 80点～100点	良	は 70点～79点
可	は 60点～69点	不可	は 59点以下

以上の評価基準に基づき、全ての履修科目を点数化（100点満点）し、合計した上でその平均点を算出する。成績順に並べ成績下位4分の1にあたる者の特定をする。